

公 示 送 達 書		
令和8年9月3日		
下記の書類は当市総務部税務課に保管してありますから出庁のうえ受領してください。		
井原市長 大 舌 勲		
送達を受けるべき者	住 所	兵庫県神戸市兵庫区湊町1丁目5番3号 三和ビル
	氏 名	株式会社 TJG
送達する書類名	令和8年度 固定資産税・都市計画税督促状(第2期)	
	以下余白	
(注 意) 地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2第3項の規定により、公示送達をした日から起算して7日を経過したときに書類の送達があったものとみなされます。		

公 示 送 達 書		
令和8年9月3日		
下記の書類は当市総務部税務課に保管してありますから出庁のうえ受領してください。		
井原市長 大 舌 勲		
送達を受けるべき者	住 所	大阪府大阪市北区西天満3丁目4番5号 西天満ワークビル501号
	氏 名	株式会社 ウェット・アンド・カンパニー
送達する書類名	令和8年度 固定資産・都市計画税督促状(第2期)	
	以下余白	
(注 意) 地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2第3項の規定により、公示送達をした日から起算して7日を経過したときに書類の送達があったものとみなされます。		

公 示 送 達 書		
令和8年9月3日		
下記の書類は当市総務部税務課に保管してありますから出庁のうえ受領してください。		
井原市長 大 舌 勲		
送達を受けるべき者	住 所	広島県広島市中区国泰寺町 1 丁目 9 番 4 号
	氏 名	株式会社 東洋エステート
送達する書類名	令和8年度 固定資産・都市計画税督促状(第2期)	
	以下余白	
(注 意) 地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2第3項の規定により、公示送達をした日から起算して7日を経過したときに書類の送達があったものとみなされます。		

公 示 送 達 書		
令和8年9月3日		
下記の書類は当市総務部税務課に保管してありますから出庁のうえ受領してください。		
井原市長 大 舌 勲		
送達を受けるべき者	住 所	井原市美星町星田 5 2 5 5 番地 1
	氏 名	吉 實 幸 士 郎 (山 本 繁 分)
送達する書類名	令和8年度 固定資産税・都市計画税督促状(第2期)	
	以下余白	
(注 意) 地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2第3項の規定により、公示送達をした日から起算して7日を経過したときに書類の送達があったものとみなされます。		

公 示 送 達 書		
令和8年9月3日		
下記の書類は当市総務部税務課に保管してありますから出庁のうえ受領してください。		
井原市長 大 舌 勲		
送達を受けるべき者	住 所	井原市美星町星田 5 2 5 5 番地 1
	氏 名	吉 實 幸 士 郎（吉 實 福 雄 分）
送達する書類名	令和8年度 固定資産税・都市計画税督促状（第2期）	
	以下余白	
（注 意） 地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第3項の規定により、公示送達をした日から起算して7日を経過したときに書類の送達があったものとみなされます。		